



鳥取県公報

平成 19 年 2 月 7 日 (水)
号外第 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 (1) (教育委員会障害児教育室) 4 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (2) (警察本部警務課) 11 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (3) (地域自立戦略課) 13 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例 (4) (景観まちづくり課) 15 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (5) (〃) 16 鳥取県地方卸売市場条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (6) (市場開拓監) 17
-------	---

==== 公布された条例のあらまし ====

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

学校教育法等の一部が改正され、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校が特別支援学校に、特殊学級が特別支援学級に改められること等に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校が特別支援学校に、特殊学級が特別支援学級に改められることに伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の特殊勤務手当に関する条例

ウ 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例

エ 災害遺児手当助成条例

オ 鳥取県教育審議会条例

カ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

キ 鳥取県立高等学校等設置条例

ク 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

(2) 重要な公の施設等の指定等に関する条例について、(1)キの改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

◇刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる条例の規定中「留置場」又は「警察留置場」を「留置施設」に改める。

ア 鳥取県行政手続条例

イ 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例

ウ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例

(2) 施行期日は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、条例中引用している法律等の根拠条項を改める。

2 条例の概要

(1) 市町村等が処理することとする事務の根拠規定について、条例中引用している次の法律等の根拠条項を改める。

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

(2) 施行期日は、平成19年4月16日とする。

◇米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路整備緊急措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 事業に要する費用に充てる国庫補助金について、条例中引用している道路整備緊急措置法の題名を改める。
- (2) 所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次に掲げる事項について、条例中引用している建築基準法の根拠条項を改める。
 - ア 特定行政庁の定義
 - イ 高層住居誘導地区内の建築物の建ぺい率の最高限度の適用除外建築物に係る許可
- (2) 施行期日は、(1)イは公布の日、(1)アは建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

◇鳥取県地方卸売市場条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

会社法の施行及び同法の施行に伴う卸売市場法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県地方卸売市場条例の一部改正

卸売市場法の一部改正による用語の改正に伴い、条例中の用語を改める。
- (2) 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正

会社法の施行に伴い、新增設事業を実施する者が法人である場合の総株主の議決権の数の計算方法を定めた条例の規定中、根拠となる法律を商法から会社法に改める。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第1号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

第1条 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県立高等学校等設置条例(昭和39年鳥取県条例第21号)第2条及び第3条の規定により設置された県立学校</p> <p>(9)及び(10) 略</p>	<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県立高等学校等設置条例(昭和39年3月鳥取県条例第21号)第2条から第6条までの規定により設置された県立学校</p> <p>(9)及び(10) 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>

<p>2 略</p> <p>3 高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は<u>特別支援学校</u>の高等部をいう。）に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4及び5 略</p> <p>別表第8 教育職給料表級別標準職務表(第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>高等学校又は<u>特別支援学校</u>(以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 略</p>	職務の級	標準的な職務	1級	高等学校又は <u>特別支援学校</u> (以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	略		<p>2 略</p> <p>3 高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は<u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u>の高等部をいう。）に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4及び5 略</p> <p>別表第8 教育職給料表級別標準職務表(第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>高等学校、<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>(以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 略</p>	職務の級	標準的な職務	1級	高等学校、 <u>盲学校、聾学校又は養護学校</u> (以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	略	
職務の級	標準的な職務												
1級	高等学校又は <u>特別支援学校</u> (以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務												
略													
職務の級	標準的な職務												
1級	高等学校、 <u>盲学校、聾学校又は養護学校</u> (以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭又は養護助教諭の職務												
略													

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員(給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。)が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>特別支援学校</u>に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>(8) 小学校若しくは中学校の<u>特別支援学級</u>を担当すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員(給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。)が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>(8) 小学校若しくは中学校の<u>障害児学級</u>を担当すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>2及び3 略</p>

<p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略		特別支援学校	略	<p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校、^{ろう}学校又は養護学校</u>に所属する教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td><u>盲学校、^{ろう}学校又は養護学校</u></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略		<u>盲学校、^{ろう}学校又は養護学校</u>	略
略									
特別支援学校	略								
略									
<u>盲学校、^{ろう}学校又は養護学校</u>	略								

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第4条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12年鳥取県令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 本条例ニ於テ県吏員等トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 公立ノ中学校、小学校、<u>学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条ノ規定ニ依ル改正前ノ学校教育法(昭和22年法律第26号以下次条ニ於テ「改正前ノ学校教育法」ト謂フ)第1条ニ規定スル盲学校若クハ^{ろう}学校又ハ幼稚園ノ校長、園長、教諭、養護教諭又ハ事務職員テ吏員ニ相当スルモノ</u></p> <p>(11) 略</p>	<p>第3条 本条例ニ於テ県吏員等トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 公立ノ中学校、小学校、<u>盲学校、^{ろう}学校若クハ幼稚園ノ校長、園長、教諭、養護教諭又ハ事務職員テ吏員ニ相当スルモノ</u></p> <p>(11) 略</p>
<p>第3条ノ2 本条例ニ於テ県吏員等ニ準スヘキ者トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公立ノ中学校、小学校、<u>改正前ノ学校教育法ニ規定スル盲学校若クハ^{ろう}学校又ハ幼稚園ノ助教諭、養護助教諭又ハ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師</u></p>	<p>第3条ノ2 本条例ニ於テ県吏員等ニ準スヘキ者トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公立ノ中学校、小学校、<u>盲学校、^{ろう}学校若クハ幼稚園ノ助教諭、養護助教諭又ハ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師</u></p>

(災害遺児手当助成条例の一部改正)

第5条 災害遺児手当助成条例(昭和47年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童(15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。)で県内に住所を有するもののうち、その養育者(児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。)が天災又は交通事故、海難その他の事故(以下「災害」という。)により死亡し、又は障害の状態(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。)となったもの(夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童(15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。)で県内に住所を有するもののうち、その養育者(児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。)が天災又は交通事故、海難その他の事故(以下「災害」という。)により死亡し、又は障害の状態(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。)となったもの(夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。)をいう。</p>

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

第6条 鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(分科会)</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校等教育分科会</td> <td>公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 掌 事 務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。	略		<p>(分科会)</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校等教育分科会</td> <td>公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 掌 事 務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。	略	
名 称	所 掌 事 務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。												
略													
名 称	所 掌 事 務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。												
略													

2～6 略	2～6 略
-------	-------

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>をいう。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正)

第8条 鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校及び鳥取県立特別支援学校の設置について定めることを目的とする。</p> <p>(鳥取県立特別支援学校の設置)</p> <p>第3条 <u>鳥取県立特別支援学校</u>を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立鳥取盲学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取聾学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取養護学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立白兔養護学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立倉吉養護学校</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立皆生養護学校</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立米子養護学校</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市	鳥取県立鳥取聾学校	鳥取市	鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市	鳥取県立白兔養護学校	鳥取市	鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市	鳥取県立皆生養護学校	米子市	鳥取県立米子養護学校	米子市	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校、<u>鳥取県立盲学校、鳥取県立聾学校及び鳥取県立養護学校</u>の設置について定めることを目的とする。</p> <p>(鳥取県立盲学校の設置)</p> <p>第3条 <u>鳥取県立盲学校</u>を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立鳥取盲学校</td> <td>鳥取市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市
名 称	位 置																				
鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市																				
鳥取県立鳥取聾学校	鳥取市																				
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市																				
鳥取県立白兔養護学校	鳥取市																				
鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市																				
鳥取県立皆生養護学校	米子市																				
鳥取県立米子養護学校	米子市																				
名 称	位 置																				
鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市																				

(鳥取県立聾学校の設置)	
第4条 鳥取県立聾学校を次のとおり設置する。	
名 称	位 置
鳥取県立鳥取聾学校	鳥取市
(鳥取県立養護学校の設置)	
第5条 鳥取県立養護学校を次のとおり設置する。	
名 称	位 置
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市
鳥取県立白兔養護学校	鳥取市
鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市
鳥取県立皆生養護学校	米子市
鳥取県立米子養護学校	米子市

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

第9条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
<p>育英奨学金</p>	<p>有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校(高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)、<u>特別支援学校</u>、<u>高等専門学校</u>、<u>大学</u>(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)又は<u>専修学校</u>に在学する</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。</p>	<p>育英奨学金</p>	<p>有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校(高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>、<u>高等専門学校</u>、<u>大学</u>(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)又は<u>専修学校</u></p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。</p>

ものうち、経済的 理由により修学が困 難である者に対して 貸し付ける資金			に在学するものう ち、経済的理由によ り修学が困難である 者に対して貸し付け る資金		
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第2号

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)～(3) 略 (4) <u>留置施設</u> において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 (5)～(10) 略	(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)～(3) 略 (4) <u>留置場(警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)</u> において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 (5)～(10) 略

(鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例(昭和37年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(警務部の所掌事務) 第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) 略 (19) <u>留置施設</u> に関すること。 (20)～(22) 略	(警務部の所掌事務) 第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) 略 (19) <u>留置場</u> に関すること。 (20)～(22) 略

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(看守手当)</p> <p>第9条 看守手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が<u>留置施設</u>において被疑者の看守の作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(看守手当)</p> <p>第9条 看守手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が<u>警察留置場</u>において被疑者の看守の作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第3号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～25 略		1～25 略	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) <u>第9条第13項</u> の規定による報告の受理 (7)～(24) 略	各市町村	26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) <u>第9条第12項</u> の規定による報告の受理 (7)～(24) 略	各市町村
27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>第7条第11項又は第12項</u> の規定による住所又は氏名の変更の届出の受理 (3) <u>第7条第13項</u> の規定による許可証の亡失の届出の受理 (4) <u>第7条第14項</u> の規定による従事者証の亡失の届出の受理 (5)～(9) 略	各市町村	27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>第7条第10項又は第11項</u> の規定による住所又は氏名の変更の届出の受理 (3) <u>第7条第12項</u> の規定による許可証の亡失の届出の受理 (4) <u>第7条第13項</u> の規定による従事者証の亡失の届出の受理 (5)～(9) 略	各市町村
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴

(6) 第9条第13項の規定による報告の受理 (7)～(18) 略	浦町及び北栄町	(6) 第9条第12項の規定による報告の受理 (7)～(18) 略	浦町及び北栄町
29～48 略		29～48 略	

附 則

この条例は、平成19年4月16日から施行する。

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第4号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（費用の負担）</p> <p>第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>法第121条及び道路整備費の財源等の特例に関する法律</u>（昭和33年法律第34号）第4条の規定による国庫補助金</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第6条 事業に要する費用は、次の各号に掲げるものをもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 法第121条及び<u>道路整備緊急措置法</u>（昭和33年法律第34号）第4条の規定による国庫補助金</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第5号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>（がけ付近の建築物）</p> <p>第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、特定行政庁（<u>法第2条第33号</u>に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">1～16 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">17 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の5第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可</td> <td style="width: 50%;">1件につき 160,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">18～38 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	1～16 略		17 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の5第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円	18～38 略		備考 略		<p>（がけ付近の建築物）</p> <p>第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、特定行政庁（<u>法第2条第32号</u>に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">1～16 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">17 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の2第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可</td> <td style="width: 50%;">1件につき 160,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">18～38 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	1～16 略		17 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の2第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円	18～38 略		備考 略	
1～16 略																	
17 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の5第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円																
18～38 略																	
備考 略																	
1～16 略																	
17 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の2第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円																
18～38 略																	
備考 略																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。

鳥取県地方卸売市場条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第6号

鳥取県地方卸売市場条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

(鳥取県地方卸売市場条例の一部改正)

第1条 鳥取県地方卸売市場条例(昭和46年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業又は営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第8条 開設者等が<u>事業又は営業</u>(地方卸売市場の開設に係るもの又は地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第8条 開設者等が営業(地方卸売市場の開設に係るもの又は地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>2～4 略</p>

(鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正)

第2条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者(新增設事業を実施する者が法人である場合にあつては、当該新增設事業を実施する法人(以下この号において「実施法人」という。)の<u>会社法</u>(平成17年法律第86号)の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が別に定めるもの(以下この号において「親法人」という。))、親法人が<u>同法</u>の規定により計算される総株主の議決権の過半数</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者(新增設事業を実施する者が法人である場合にあつては、当該新增設事業を実施する法人(以下この号において「実施法人」という。)の<u>商法</u>(明治32年法律第48号)の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が別に定めるもの(以下この号において「親法人」という。))、親法人が<u>商法</u>の規定により計算される総株主の議決権の過半数</p>

<p>を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が別に定めるものを含む。)が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。)の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要であると知事が認める費用の額の合計額(新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が別に定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。)をいう。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が別に定めるものを含む。)が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。)の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要であると知事が認める費用の額の合計額(新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が別に定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。)をいう。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。